

全国業者婦人実態調査2022より

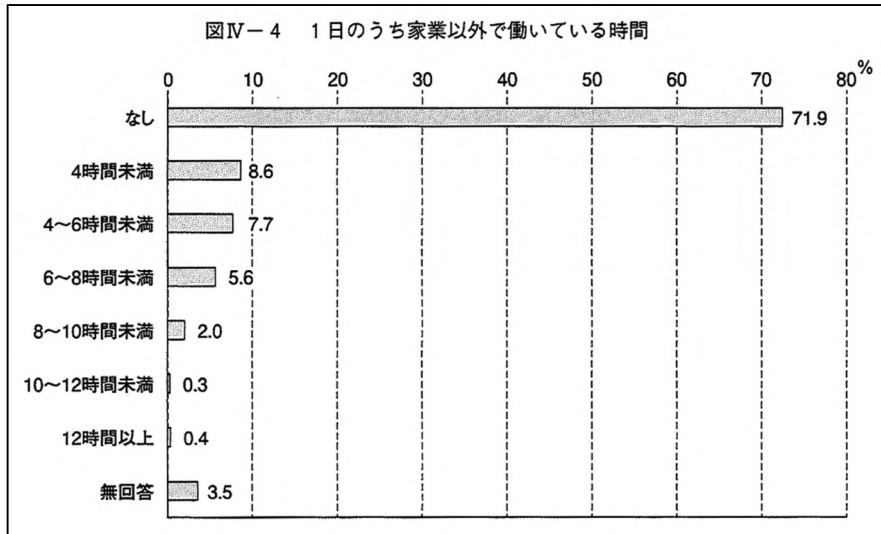
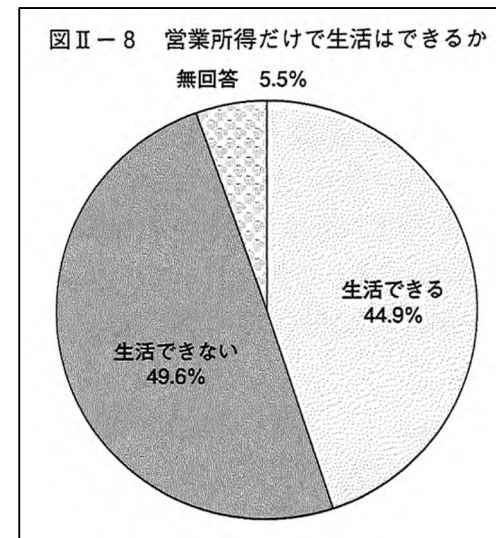
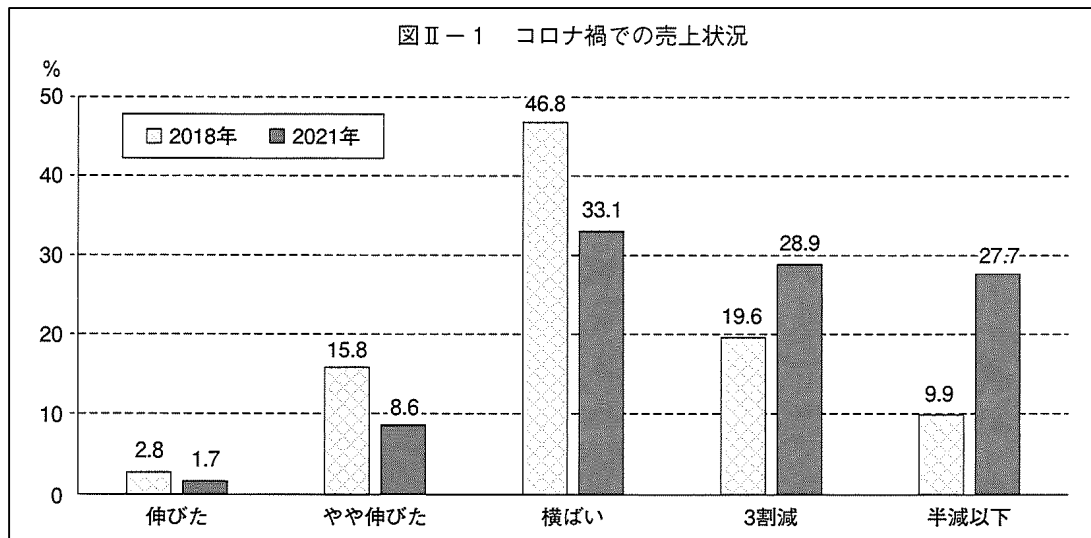


表1 家族従業員の労働の税法上の位置づけ

国名	家族従業員の賃金の位置づけ
アメリカ	家族従業員であるか否かを問わず、正当な給与は事業経費として控除を認める
イギリス	事業目的のために行われたものについて、事業上の経費として控除を認める
ドイツ	事業経費として支払われた金額をすべて控除するのが原則
フランス	家族従業員に対する報酬は、損金または必要経費として控除（一定の制限あり）
韓国	従業員には配偶者・扶養親族も含まれ、給与は事業所得の必要経費
オランダ	家族従業員への賃金は控除可能
スウェーデン	家族経営でも所得を分割し、それぞれが納税
日本	配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない

資料：『全国商工新聞』2007年4月9日号。

出典：全商連婦人部協議会（2022年12月）『2022年全国業者婦人の実態調査』より岩渕友事務所作成（掲載図表を抜粋）

2023年6月13日 参議院経済産業委員会提出資料① 日本共産党 岩渕友